

# ストレスチェック制度の目的

労働安全衛生法の改正（平成26年6月25日公布）

第66条の10（通称：**ストレスチェック制度**）

**事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。**

## 本制度の趣旨・目的

労働者のメンタルヘルス不調の前段階であるストレス状況を把握して**未然防止のための取組（一次予防）を強化する**

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促す（セルフケア）
- ・ストレスの原因となる職場環境の改善等によりストレスを軽減させる（職場環境の改善）

# ストレスチェック制度における個人情報の取り扱い

ストレスチェック制度の目的は、個人のセルフケアを促し、必要な支援を行うことにあります。人事評価などで不利益なことがないように十分注意しなければなりません。

ストレスチェックの実施者は産業医、実施事務従事者は健康管理センター員が担当します。職員の人事に関して権限を有する者はストレスチェックの個人情報を取り扱う業務に従事することはできません。

調査票の分析、個人結果表の作成は専門業者に外部委託しますので、調査票の管理が確実に行われます。委託業者が「プライバシーマーク」付与認定を受けていることを確認しています。

結果を通知する際に、その結果を法人に提供することについて同意するかどうかの意思確認を行います。同意されない場合も不利益な取り扱いを受けることはありません。

職員は、ストレスチェック制度に関わる情報開示や苦情の申し立てを行うことができます。

# ストレスチェック制度実施の流れ

ストレスチェック実施の準備

職員への調査票配布・記入・回収

ストレス状況の評価・産業医の面接指導の要否判定

本人に結果を通知

高ストレス者に該当の場合、本人から産業医面接指導の申出

産業医による面接指導の実施

本人への助言および就業上の措置の要否・内容を事業者へ報告

就業上の措置の実施

ストレスチェック

面接指導

# ストレスチェック調査票について

ストレスチェック調査票は、厚生労働省が推奨している「職業性ストレス簡易調査票」にある57項目の質問を中心に構成されています。質問ごとに4つの選択肢がありますからあてはまると思う数字に○をつけて下さい。

調査票は回答後に配布された封筒に入れて封をして提出して下さい。

	1 そう だ	2 まあ そう だ	3 やや ちが う	4 ちが う
1 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

# 産業医面談について

ストレスチェック調査票の判定結果が「**高ストレス者**」に該当する場合には、**産業医による面接指導を受ける必要があります**。個人結果表の総合判定を記載する部分に、「高ストレス者に該当するため産業医の面接指導が必要である」旨が書き添えられています。

該当者は、**面接指導を希望する場合には申出書を健康管理センターに提出して下さい**。産業医面談の日時を調整し、ご連絡いたします。結果を法人に提供することに同意されていない方も産業医面談を受けることは可能ですので、遠慮なく申し込み下さい。また、「高ストレス者」に該当していない場合でも相談希望があれば、健康管理センターまでご連絡下さい。

産業医面談では、勤務状況などのストレス要因の把握、心身状態の確認等を行います。その上で、ストレス軽減の方法や就業上の措置などについて検討いたします。面談の際もプライバシー保護には十分注意いたします。

# 労働安全衛生に関する法的な義務

## 事業者：安全（健康）配慮義務

労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする

（労働契約法5条）

➡ **ストレスチェックを受けさせ、結果に応じた対処をする義務**

## 労働者：健康保持義務

労務を提供するために自己の健康状態の維持を図らなければならない

（労働安全衛生法4条、69条2項）

➡ **ストレスチェックを受けて体調管理を行う義務**

全職員がストレスチェック制度の意義をご理解いただき、“ストレスチェック”を受けていただきますようお願い申し上げます